

令和 8 年度 第 8 次鹿児島県医療計画(圏域編)「施策の方向性」(6 事業及び在宅医療) 南薩保健医療圏

「施策の方向性」(現行)		現状分析		「施策の方向性」(案)	
6事業 在宅	番号	現行	令和7年度の取組内容	令和7年度の実績	修正理由 及び 中間見直しにかかる素案
救急医療	1	初期（軽症患者）・第二次（重症患者）・第三次（重篤患者）の救急医療体制の役割や位置付けを理解し、病状に応じた受診機関を選定できるなど、救急医療に対する地域住民の正しい理解を促進するため、各市や保健・医療関係団体等との連携のもとに、各種広報媒体等を活用した普及啓発を実施します。	・地域医療構想調整会議や保健医療福祉協議会において、救急医療体制に関する意見交換及び関係機関との情報共有を行った。	・南薩保健医療圏地域医療構想調整会議を開催（令和8年2月10日） ・南薩地域保健医療福祉協議会を開催（令和8年2月27日）	初期（軽症患者）・第二次（重症患者）・第三次（重篤患者）の救急医療体制の役割や位置付けを理解し、病状に応じた受診機関を選定できるなど、救急医療に対する地域住民の正しい理解を促進するため、各市や保健・医療関係団体等との連携のもとに、各種広報媒体等を活用した普及啓発を実施します。
	2	圏域の初期救急医療体制は、休日昼間は在宅当番医で、夜間は病院群輪番制参加医療機関で対応していますが、夜間救急の受診者の多くは軽症者であり、医師の疲弊にもつながっています。このようなことから初期救急医療の円滑な提供がなされるよう、参加医療機関の確保に努めるとともに、身近な救急医として「かかりつけ医」の普及・定着を促進します。			圏域の初期救急医療体制は、休日昼間は在宅当番医で、夜間は病院群輪番制参加医療機関で対応していますが、夜間救急の受診者の多くは軽症者であり、医師の疲弊にもつながっています。このようなことから初期救急医療の円滑な提供がなされるよう、参加医療機関の確保に努めるとともに、身近な救急医として「かかりつけ医」の普及・定着を促進します。
	3	病院群輪番制により、第二次救急医療が円滑に提供されるよう、引き続き参加医療機関の確保に努めます。			病院群輪番制により、第二次救急医療が円滑に提供されるよう、引き続き参加医療機関の確保に努めます。
	4	救急医療に関連する診療科目の医師数が減少していることから、地域の医療機関が相互に連携しながら、第二次救急医療に対応できる体制づくりに努めます。			救急医療に関連する診療科目の医師数が減少していることから、地域の医療機関が相互に連携しながら、第二次救急医療に対応できる体制づくりに努めます。
	5	南薩ブロックの精神科救急医療システムが円滑に運営されるよう、引き続き参加医療機関の確保に努めます。	・南薩ブロックの精神科救急医療システムが円滑に運営されるよう、参加医療機関の維持に努めた。	・南薩ブロックにおける精神科救急地域拠点病院（ワエルフェア九州病院）の指定継続 ・管内全ての精神科病院（8病院）の、精神科救急当番病院としての参加継続	南薩ブロックの精神科救急医療システムが円滑に運営されるよう、引き続き参加医療機関の確保に努めます。
	6	ドクターヘリ、消防・防災ヘリ、自衛隊ヘリ等による搬送体制が効果的に機能するよう関係機関と連携を図り、救急搬送体制の充実・強化に努めます。	・地域医療構想調整会議や保健医療福祉協議会において、救急医療体制に関する意見交換及び関係機関との情報共有を行った。	・南薩保健医療圏地域医療構想調整会議を開催（令和8年2月10日） ・南薩地域保健医療福祉協議会を開催（令和8年2月27日）	ドクターヘリ、消防・防災ヘリ、自衛隊ヘリ等による搬送体制が効果的に機能するよう関係機関と連携を図り、救急搬送体制の充実・強化に努めます。
災害医療	1	災害拠点病院である県立薩南病院については、県において引き続き医療機器の整備等による機能の充実を図るとともに、各市や各医師会等の関係機関・団体との連携を強化し、災害医療体制の整備を促進します。	・R8年5月に南さつま市で実施された県総合防災訓練に向けて、円滑な実施のための打合せを行った。	・R8年5月に南さつま市で実施された県総合防災訓練に参加し、災害時の連携を確認した。	災害拠点病院である県立薩南病院については、県において引き続き医療機器の整備等による機能の充実を図るとともに、各市や各医師会等の関係機関・団体との連携を強化し、災害医療体制の整備を促進します。
	2	災害発生時には、被災した医療機関の被災状況や診療継続可否、患者の受入情報等について、E M I S を活用して把握し、医療提供機能の維持を図ります。	・災害発生時に、被災した医療機関の被災状況や診療継続の可否、患者の受入情報等について、EMISを活用して把握し、医療提供機能の維持を図った。	・E M I S 稼働時には、医療機関の被災状況や診療継続の可否、患者の受入情報等を把握するために、登録医療機関へ入力依頼についてのF A X を送信し、未入力への医療機関については電話連絡にて入力依頼を行った。 ・E M I S の稼働時には、こまめに状況把握を行った。	災害発生時には、被災した医療機関の被災状況や診療継続可否、患者の受入情報等について、E M I S を活用して把握し、医療提供機能の維持を図ります。
	3	災害時の傷病者の搬送先については、E M I S 等を活用し、救急搬送を行う消防機関や災害拠点病院等の医療機関との連携により、迅速な確保に努めます。			災害時の傷病者の搬送先については、E M I S 等を活用し、救急搬送を行う消防機関や災害拠点病院等の医療機関との連携により、迅速な確保に努めます。
	4	災害発生後に、避難を余儀なくされた災害時要配慮者の避難状況に応じた支援やこころのケアに対する活動を行います。	・災害発生時に、災害時要配慮者の避難状況に応じた支援を行った。 ・災害発生時に備え、要配慮者の避難訓練を行った。	・台風や災害級の大雨の際には、各担当が要配慮者へ電話連絡を行い、被災の確認や避難状況の確認等を行った。 ・在宅人工呼吸器使用者の避難訓練実施 令和7年11月27日、参加者：19名	災害発生後に、避難を余儀なくされた災害時要配慮者の避難状況に応じた支援やこころのケアに対する活動を行います。

「施策の方向性」(現行)		現状分析		「施策の方向性」(案)	
6事業 在宅	番号	現行	令和7年度の取組内容	令和7年度の実績	修正理由 及び 中間見直しにかかる素案
新興 感染 症 発 生 ・ ま ん 延 時 に お け る 医 療	1	平時から、管内の関係機関と連携を図り、役割分担や情報共有により医療連携体制の構築を図ります。	・保健所ごとに「健康危機対処計画（感染症編）」を策定（令和7年度） ・南薩地域健康危機管理現地対策協議会の開催（必要時） ・感染対策向上加算にかかる合同カンファレンスに参加し、情報を共有 ・令和7年度感染症危機管理対応訓練を共催（令和8年1月20日）	・南薩地域健康危機管理現地対策協議会：開催なし ・感染対策向上加算にかかる合同カンファレンス：計4回開催あり全て参加 ・令和7年度感染症危機管理対応訓練を実施（令和8年1月20日）	平時から、管内の関係機関と連携を図り、役割分担や情報共有により医療連携体制の構築を図ります。
	2	新興感染症発生時においては、第二種感染症指定医療機関、第一種・二種協定指定医療機関と連携し、入院調整や発熱外来の調整、自宅療養等への療養に係る調整等を行います。	・感染症発生時の積極的疫学調査、感染拡大防止	・新興感染症の発生なし	新興感染症発生時においては、第二種感染症指定医療機関、第一種・二種協定指定医療機関と連携し、入院調整や発熱外来の調整、自宅療養等への療養に係る調整等を行います。
	3	感染症地域連絡研修会等により、高齢者施設や障害者施設等に対して、感染症対応に必要な情報・ノウハウを提供し、施設等で療養する者への対応体制構築を支援します。	・南薩地域感染症地域連絡研修会の開催 ・社会福祉施設等から感染症集団発生報告を受けた際の相談対応、助言	・感染症地域連絡研修会 令和7年8月21日 有料老人ホーム 董里夢 参加者43名 令和7年12月24日 南さつま市立坊津病院 参加者21名 令和8年2月18日 指宿市役所 参加者14名 ・社会福祉施設からの相談は29件	感染症地域連絡研修会等により、高齢者施設や障害者施設等に対して、感染症対応に必要な情報・ノウハウを提供し、施設等で療養する者への対応体制構築を支援します。
	4	南薩地域感染症危機管理情報ネットワーク（NISE（通称ナイス））により、収集・解析した感染症情報を関係機関と情報共有するとともに、感染症対策の住民への啓発を通して、まん延防止など予防対策を推進します。	・南薩地域における感染症発生動向の把握・分析・情報還元 ・指定届出機関等からの感染症発生状況の報告を分析し、「南薩地域感染症危機管理情報ネットワーク（N I S E(ナイス)）」を毎週発行した。メール及びFAXにより、医療機関・社会福祉施設・教育機関・市町村等に配信しており、令和7年度より、南薩地域振興局ホームページでも公開した。	・「南薩地域感染症危機管理情報ネットワーク（N I S E（ナイス）」を50回発行し、341か所に配信	南薩地域感染症危機管理情報ネットワーク（NISE（通称ナイス））により、収集・解析した感染症情報を関係機関と情報共有するとともに、感染症対策の住民への啓発を通して、まん延防止など予防対策を推進します。
離 島 ・ へ き 地 医 療	1	へき地医療を確保するため、県において必要なへき地医療拠点病院におけるへき地診療所への代診医派遣体制の強化など、へき地医療支援機構の機能の一層の充実を図ります。	・県全体で取組を行っており、圏域独自の取組はなし。	・実績なし	へき地医療を確保するため、県において必要なへき地医療拠点病院におけるへき地診療所への代診医派遣体制の強化など、へき地医療支援機構の機能の一層の充実を図ります。
	2	医師不足の場合の対応策などについて、関係機関による協議・検討を進めます。	・地域医療構想調整会議で、医療従事者不足の現状について意見交換を行った。	・南薩保健医療圏地域医療構想調整会議を開催（令和8年2月10日）	医師不足の場合の対応策などについて、関係機関による協議・検討を進めます。
	3	離島・へき地医療に求められる総合医としての必要な技術をへき地拠点病院等で研修する制度を推進します。	・県全体で取組を行っており、圏域独自の取組はなし。	・実績なし	離島・へき地医療に求められる総合医としての必要な技術をへき地拠点病院等で研修する制度を推進します。
	4	看護職員の確保・定着については、各市や県ナースセンター、看護師等学校養成所と連携をとりながら、看護師募集や専門的な研修機会の確保などに取り組む等、支援体制の整備を進めます。	・鹿児島大学、鹿児島純心大学、鹿児島国際大学より実習生を受け入れ、今後看護職員となる学生へ、保健所の役割や保健師の業務について指導や助言を行った。	・鹿児島大学実習生：4名（8日間） ・鹿児島純心大学実習生：4名（4日間） ・鹿児島国際大学実習生：2名（2日間）	看護職員の確保・定着については、各市や県ナースセンター、看護師等学校養成所と連携をとりながら、看護師募集や専門的な研修機会の確保などに取り組む等、支援体制の整備を進めます。
周 産 期 医 療	1	安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、子どもや母親の健康を確保するための母子保健医療対策や、妊婦やその家族への妊娠・出産等に関する支援の充実に努めます。	・母子保健体制連絡会を開催し、管内各市の母子保健担当者と取組状況について確認をした。 ・地域連携推進研修や南薩圏域妊産婦メンタルヘルスサポート連絡会を開催し、管内各市の母子保健担当者と産科医療機関、精神科医療機関の関係者の顔合わせをし、会を通して情報提供・情報共有し連携強化を図った。 ・母子保健情報管理システムにて管内各市の情報を収集・報告し、県内の集約した情報を管内各市へ還元した。 ・県が実施している先進医療不妊治療助成事業、不育症検査費用助成事業の窓口として相談や申請の対応を行った。	・母子保健体制連絡会を開催（令和7年6月18日） ・南薩圏域妊産婦メンタルヘルスサポート連絡会を開催（令和7年6月18日、令和8年2月4日） ・地域連携推進研修会を開催（令和8年2月4日） ・先進医療不妊治療費助成申請件数は47件。	安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、子どもや母親の健康を確保するための母子保健医療対策や、妊婦やその家族への妊娠・出産等に関する支援の充実に努めます。

「施策の方向性」(現行)		現状分析		「施策の方向性」(案)
6事業 在宅	番号	現行	令和7年度の実績	修正理由 及び 中間見直しにかかる素案
周産期医療	2	医療連携体制については、同じ「薩摩小児科・産科医療圏」である鹿児島保健医療圏と連携を図っていきます。	・実績なし ・令和8年度は、管内における妊産婦がどのような基準で分娩施設を選択しているのか現状を把握するため、管内4市及び県立薩南病院、指宿医療センターにて妊産婦を対象にアンケート調査(7月～11月)を行っている。	医療連携体制については、同じ「薩摩小児科・産科医療圏」である鹿児島保健医療圏と連携を図っていきます。
	3	産科医・麻酔科医等の医療従事者の確保など周産期医療体制の充実が図られるよう努めます。	・地域医療構想調整会議で、医療従事者不足の現状について意見交換を行った。 ・南薩保健医療圏地域医療構想調整会議を開催(令和8年2月10日)	産科医・麻酔科医等の医療従事者の確保など周産期医療体制の充実が図られるよう努めます。
小児医療	1	小児医療については、小児患者の症状に対応ができるよう、薩摩小児科・産科医療圏における医療連携体制の充実に努めます。	・小児慢性特定疾病児支援事業として、小児慢性特定疾病を持つ児や家族の個別相談、個別支援会議への参加、広域連携会議や交流会の開催などを行った。 ・小児慢性特定疾病医療費助成事業として、住民へ小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請窓口と認定された児に対し医療費の負担軽減のための受給者証の発行を行った。 ・各市に対し会議等を通じて、小児慢性特定疾病医療費助成制度の取組や現状を周知した。	小児医療については、小児患者の症状に対応ができるよう、薩摩小児科・産科医療圏における医療連携体制の充実に努めます。
	2	各市・医師会など関係団体等による各種啓発等を通して、適切な受診が促進されるよう取り組みます。	・広域連携会議を開催(令和8年2月2日) ・交流会を開催(令和7年12月12日)テーマ「就学に備えた学習会」 ・小児慢性特定疾病医療費助成事業新規申請9名、更新申請109名が認定。	各市・医師会など関係団体等による各種啓発等を通して、適切な受診が促進されるよう取り組みます。
在宅医療	1	医療と介護の提供を切れ目なく行うことのできる医療連携体制の構築を図るため、在宅医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどの関係機関のネットワーク化や医療と介護に従事する多職種連携のための体制づくりを促進します。	・入退院調整ルールにおける運用状況調査(調査期間：9月、回答：103機関) ・医療・介護合同会議を開催(令和8年1月19日)	医療と介護の提供を切れ目なく行うことのできる医療連携体制の構築を図るため、在宅医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどの関係機関のネットワーク化や医療と介護に従事する多職種連携のための体制づくりを促進します。
	2	在宅療養者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション、消防機関及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携体制の構築を支援します。	・市が実施する在宅医療・介護連携推進協議会等に委員として出席(令和7年8月、令和8年3月)	在宅療養者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション、消防機関及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携体制の構築を支援します。